

投票所一覧表

投票区	投票所名称	区域(大字など)
1	阿古谷小学校体育馆	民田、上阿古谷、下阿古谷
2	紫合公会堂	北田原、南田原、北野、紫合
3	猪名川小学校体育馆	柏梨田、上野、若葉、白金
4	広根公会堂	広根、銀山、猪瀬、つつじが丘
5	楢並自治会館	楢並
6	楊津小学校特別教室(1階)	万善、木津、木間生
7	六瀬コミュニティセンター憩いの部屋	朽原、林田、猿尾、清水(の内字平田、馬場、長田の区域を除く)
8	大島小学校体育馆	清水(の内字平田、馬場、長田の区域)及び清水東、仁頃寺、島、鎌倉、西畠、杉生、旭ヶ丘
9	柏原公民館集会室	柏原
10	猪名川台自治会館	差組、肝川
11	松尾台集会所	原、松尾台
12	伏見台集会所	内馬場、伏見台

第12投票所



第11投票所



第1投票所



町内には、12の投票所があります。この投票所は、大字(おおあざ)や各地区内の有権者数と地理的な要因によって決められています。

10月24日(日)の投票日には、あなたの投票所(左表)を確認して、必ず投票しましょう。

第3投票所

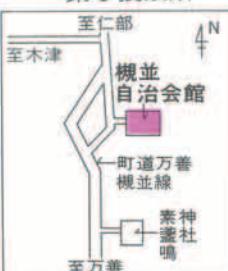


第2投票所



あなたの投票所です

第5投票所



第7投票所



第10投票所



第4投票所



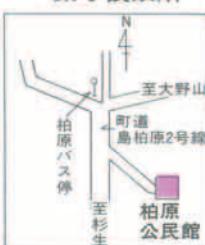
第6投票所



第8投票所



第9投票所



町明るい選挙管理推進協議会

政治家の寄附要求

禁止

有料広告の禁止
あいさつ状の禁止
あいさつを目的とする

に対するあいさつ目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどによる有料広告(名刺広告)を出すこと、あるいは、政治家や後援団体に対し、あいさつ目的とする有料広告を求めることがあります。

後援団体の寄附の禁止

有権者が、政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選舉権を失わせる目的で、勧誘や要求をする」と処罰されます。
また、政治家名義の寄附を求めることが禁止され、威迫して求めると処罰されます。



寄附の勧誘・要求の禁止
政治家に対する

政治家(候補者、候補者となるとする者及び現に公職にある者)が選挙区内にある者に対して寄附をすらことは、いかなき名儀をもつするものであつて、禁止されており、次のものを除き、すべて罰則の対象になります。
□政治家本人が自ら出席する結婚披露宴の祝儀など、政治家本人が、政治家名儀の寄附をすることも禁止されています。

政治家の寄附禁止